

令和3年第2回定例会（12月議会）
福祉環境委員会
提出資料

令和3年12月1日
生活環境部

所管事項

◎ 環境管理課

- ・秋田県環境影響評価条例への風力発電事業の追加について 1

◎ 温暖化対策課

- ・第2次秋田県地球温暖化対策推進計画（改定版／素案）について 3
- ・秋田県食品ロス削減推進計画（素案）について 4

◎ 自然保護課

- ・第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画（素案）及び
秋田県第二種特定鳥獣管理計画（素案）について 5

秋田県環境影響評価条例への風力発電事業の追加について

環境管理課

1 経緯

- 環境影響評価法（以下「法」という。）の対象となっている風力発電事業について、政令改正により令和3年10月31日から規模要件が引き上げられた。

＜法対象事業の規模要件＞

事業の区分	改正前	改正後
第1種事業※1	出力1万kW以上	出力5万kW以上
第2種事業※2	出力7,500kW以上 1万kW未満	出力3万7,500kW以上 5万kW未満

※1 第1種事業：必ず環境影響評価を行う事業

※2 第2種事業：環境影響評価が必要か環境の度合いに応じて判断する事業

- これにより、出力7,500kW以上3万7,500kW未満の風力発電事業は法の対象外となったが、令和4年9月30日までの間は経済産業大臣による環境影響評価の実施に係る要否の判断がなされる等の経過措置が設けられている。
- 秋田県環境影響評価条例（以下「条例」という。）では、風力発電事業を対象としていない。

2 対応方針

- 法の対象外となった風力発電事業について、事業者による環境配慮への自主的取組や事業者と住民とのコミュニケーションの促進の観点から、引き続き適切な環境影響評価が必要であり、条例の対象事業に追加する。
- このため、対象事業の内容と規模を定めた秋田県環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）の改正を行う。

＜条例対象となる風力発電事業の規模要件＞

区域の区分	規 模 要 件
一般地域※1	出力1万kW以上（法対象事業を除く）
特定地域※2	出力7,500kW以上（法対象事業を除く）

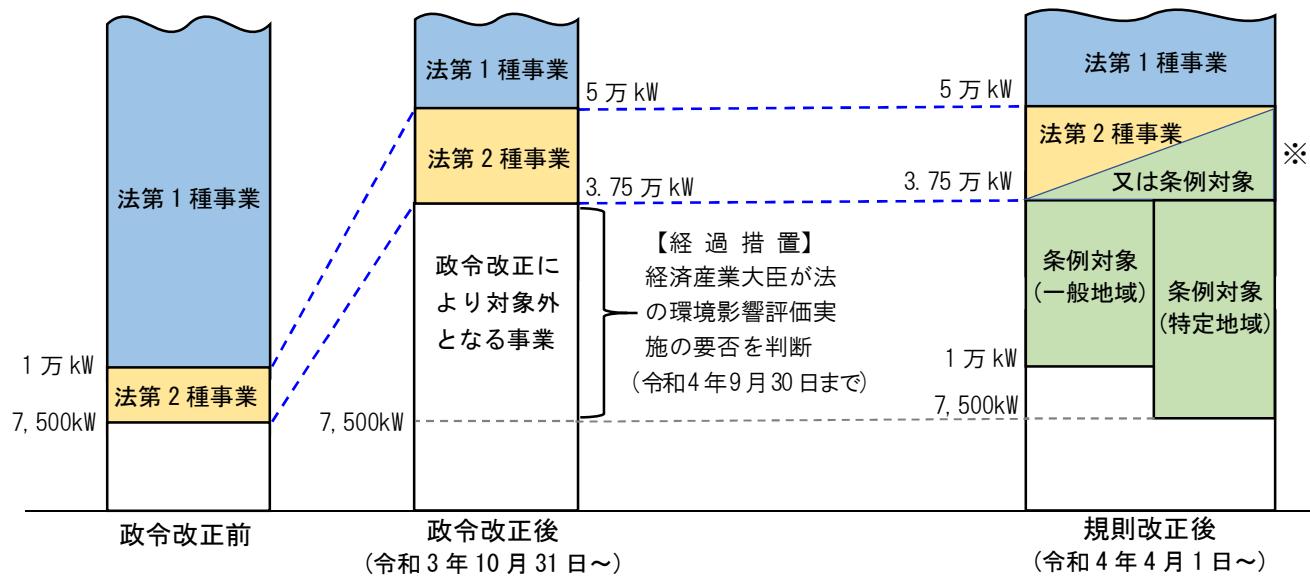
※1 一般地域：特定地域以外の区域

※2 特定地域：国立公園、国定公園、県立自然公園等の環境の保全に関して特に配慮すべき区域

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年12月	規則改正に係るパブリックコメントの実施
令和4年 2月	秋田県環境審議会への諮問、答申
同年 3月	「規則の一部を改正する規則」の公布
同年 4月 1日	上記規則の施行

＜参考＞ 風力発電事業に係る規模要件の概要



※規則改正後において、法第2種事業は、法に基づく判定により環境影響評価が不要となった場合、条例の対象事業として環境影響評価を実施することになる。

第2次秋田県地球温暖化対策推進計画(改定版／素案)について

温暖化対策課

計画策定の背景

- 地球温暖化は世界共通の重要な環境課題であり、特に近年は温暖化対策を巡る国内外の動きが活発化している。
- 国では、「2050年カーボンニュートラル」を法定化し、温室効果ガスの新たな削減目標を設定した。(2030年度の目標：2013年度比で▲46%)
- 本県としても、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、地球温暖化の防止等に向けた取組を加速する必要がある。

計画の位置付け

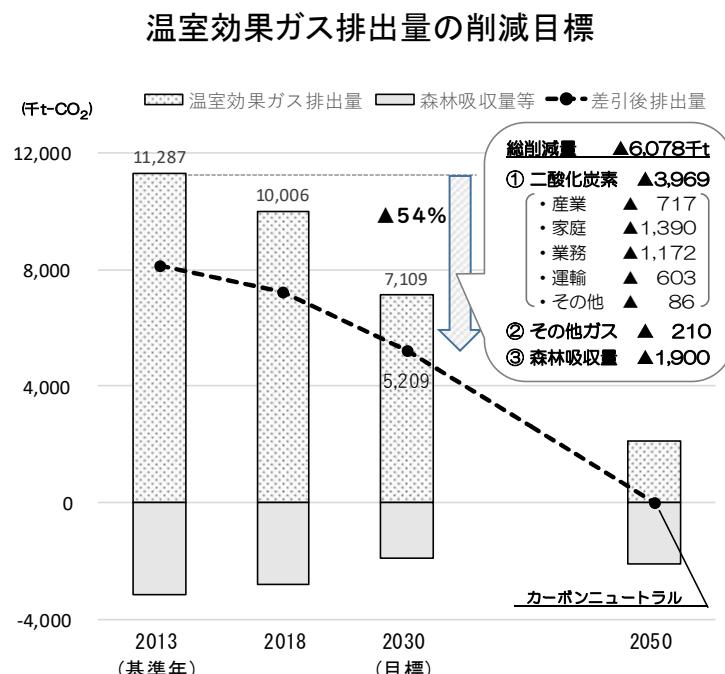
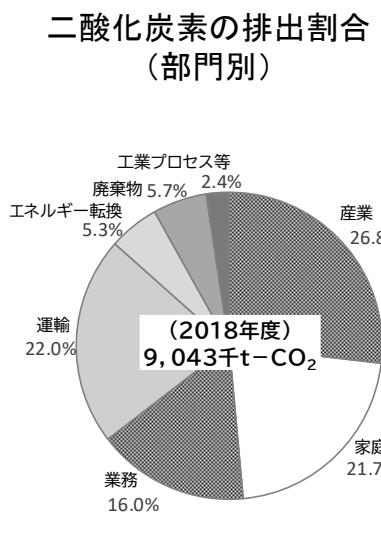
- 次の法令等に基づく計画として位置付け
(1) 地球温暖化対策推進法「地方公共団体実行計画(区域施策編)」
(2) 秋田県地球温暖化対策推進条例「地球温暖化対策推進計画」
(3) 気候変動適応法「地域気候変動適応計画」

計画期間

令和4(2022)年度～令和12(2030)年度(9年間)

現状と課題

- 本県のH30(2018)年度の温室効果ガス排出量は、10,006千t-CO₂であり、基準年のH25(2013)年度から11.4%減少した。
- 冬季の暖房に用いるエネルギーが多く、家庭部門からの温室効果ガス排出量が多い特徴がある。
- 大規模事業者だけではなく、県民総参加による取組の推進が必要である。
- 気候変動適応について、県民や事業者に対する一層の周知や取組の充実が必要である。



推進施策

1 温室効果ガスの排出削減対策の推進

- 省エネルギー行動の促進
【重点】様々な媒体を活用した普及啓発の充実
HEMS等によるエネルギー使用量の見える化
- 省エネルギー化の促進
【重点】住宅の高断熱化の促進
省エネ設備等の導入促進
- 温室効果ガス排出量が少ない製品・役務の利用
県産材の利用促進
低炭素型の製品や物流等の選択
- 代替フロン等対策の推進

2 再生可能エネルギー等の導入推進

- 再生可能エネルギー発電の拡大
【重点】風力、地熱、水力発電等の事業化
- 再生可能エネルギーの多面的利用の促進

3 脱炭素地域づくりの推進

- 森林の保全・整備による二酸化炭素吸収の促進
【重点】森林の保全・整備の促進
- 地域の脱炭素化の促進
【重点】脱炭素化先行地域・促進区域の創出等
【重点】市町村実行計画(区域施策編)の策定支援

4 循環型社会の形成

- 家庭における環境を意識した行動の定着
生活系ごみの3Rの取組
- 事業活動における環境配慮の取組の推進
- 廃棄物処理体制の確保
- 協働による課題への統合的な取組
【重点】プラスチックごみ対策、食品ロス対策

5 環境教育・環境保全活動等の推進

- 環境教育・学習の推進
環境学習の機会・場づくり
人材の育成・活用
各主体の連携・協働取組の推進
- 環境活動の促進

6 気候変動への適応策の充実

- 各分野の適応策の充実
(農林水産業、自然環境、自然災害、県民生活・健康被害)
- 情報発信の強化
【重点】地域気候変動適応センターの設置

計画の目標

- 秋田県の温室効果ガス排出量
基準年 H25(2013)年度 11,287 千t-CO₂
→ R12(2030)年度 5,209 千t-CO₂
(2013年度比で▲54%)

策定スケジュール

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 12月～1月 | パブリックコメント、市町村等意見照会 |
| 令和4年1月 | 計画策定協議会(第3回)、県環境審議会 温暖化対策部会 諮問 |
| 2月議会 | 計画案の説明 |
| 3月 | 県環境審議会 温暖化対策部会 答申、計画の策定・公表 |

秋田県食品ロス削減推進計画（素案）について

温暖化対策課

計画策定の背景

- 食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、本来食べられるにもかかわらず捨てられる「食品ロス」が全国で年間600万トン発生している。
- 食品ロスの発生は、食品の生産や製造に使用した資源やエネルギーが無駄になるだけではなく、処分するために新たなエネルギー等を使用することになり、温室効果ガスの排出増加につながる。
- 持続可能な社会の実現のため、食品ロスの削減に向けた意識の醸成と行動の定着を図り、多様な主体と連携した県民運動として食品ロス削減を推進する必要がある。

計画の位置付け

食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する食品ロス削減推進計画

計画期間

令和4年度～12年度（9年間）

策定スケジュール

12月～1月	パブリックコメント
令和4年2月議会	計画案の説明
2月	食品ロス削減進協議会（第5回）
3月	計画の策定・公表

現状と課題

①本県の食品ロス発生状況

- ・ 家庭から年間3.6万トン（令和元年度推計）
- ・ 事業活動から年間2.2万トン（平成30年度推計）

家庭系食品ロス発生量（1人1日あたり）	
全国	秋田県
59.8[g/(人日)]	103.2[g/(人日)]

②各主体の現状と課題

（消費者）

- ・ 鮮度や形状など多様なニーズがあり、食品の製造、販売等に大きな影響を与えている。
- ・ 自らの消費行動が食品ロスに与える影響について理解を深め、行動する必要がある。

（事業者）

- ・ 消費者の多様なニーズに対応しつつも、コスト意識が徹底されており、食品ロス削減に努めてきている。
- ・ 事業者相互の連携による削減の余地が見込まれるため、事業者をつなげる取組が必要である。

（フードバンク活動団体）

- ・ 未利用食品に対する需要はあるものの、効率的に収集・配達する仕組みが脆弱である。
- ・ 未利用食品が有効利用される仕組みづくりや活動団体への支援が必要である。

推進施策

1 消費者への普及啓発・教育

- ・ 食品ロス削減の必要性に係る理解の促進と、行動の定着につなげる啓発
- ・ 食品を無駄にしない買い物や管理方法の周知
- ・ 食材の旬や特徴に関する知識、それらを上手に活用した調理方法の周知
- ・ 外食時の食べ残しの削減や、食中毒予防に配慮した残り物の持ち帰りへの理解促進
- ・ 家庭や学校等における食育や地産地消の推進

2 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・ 食品ロス削減に役立つ新技術や情報の提供
- ・ 規格外や未利用の農産物の活用（加工・販売等）
- ・ 消費者の過度な鮮度志向等を見直すための啓発
- ・ 消費者が食べ残しの持ち帰りができる環境の整備
- ・ 食品廃棄物が資源やエネルギーとして再生利用されるような仕組みづくり

計画の目標 (令和12年度)

（認識と行動）

- 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合 90%（現状）→ 100%
 - 食品ロスを削減する取組の平均実施率 43%（現状）→ 50%以上
- （取組の成果）
- 県民1人1日当たりの家庭系食品ロスの発生量 103.2g（現状）→ 80g
 - 事業系食品ロスの発生量 2.2万トン（現状）→ 1.8万トン

3 未利用食品の有効活用

- ・ 未利用食品が、フードバンク活動や子ども食堂で有効活用されるような仕組みづくり
- ・ 賞味期限が近づいた災害時用備蓄食品等の有効活用



4 実態把握と情報の収集及び提供

- ・ 県民一人当たりの家庭系食品ロスの発生量が多い要因の精査
- ・ 定期的な食品ロス等の実態把握
- ・ 食品ロスに関する県民意識の継続的な把握
- ・ 食品ロスの効果的な削減方法に関する情報収集や調査、検討等と情報提供



第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画(素案)及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画(素案)について

自然保護課

第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画(素案)

計画策定の背景

- 野生鳥獣の保護及び管理を行う第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画の計画期間が、令和4年3月31日で終了。
- 環境大臣が定める指針に基づき、令和3年度内に次期計画を策定する必要がある。
- ツキノワグマや、農作物被害が拡大傾向にあるニホンジカ、イノシシのほか、近年、漁業被害を発生させているカワウについても管理が求められる。

基本的な方向

- 「秋田県野生鳥獣管理共生ビジョン」との整合性を踏まえ、地域の状況に応じた鳥獣保護区の指定や鳥獣の保護管理、生息数が増加し、又は生息域が拡大している鳥獣の「秋田県第二種特定鳥獣管理計画」の作成により、鳥獣の保護及び管理を図る。

新たな取組内容

- ツキノワグマ：推定生息数見直しに伴う捕獲上限割合の見直し
- ニホンジカ・イノシシ：生息域拡大や個体数増加を抑制するため、捕獲圧を強化
- イノシシのみ捕獲を可能とする狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定
- カワウ：広域的連携による総合的な管理を行うため、新たに管理計画を策定

根拠法令及び計画期間

- 根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項
- 計画期間：令和4年度～令和8年度（5年間）

計画の推進体制

- 市町村、県獣友会及び大学等の団体と連携を図るとともに、秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等により事業を推進
- 専門家で構成される「秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会」の評価・助言を得ながら事業を実施

主な取組内容

第1 鳥獣の保護

- 鳥獣保護区及び特別保護地区の指定
 - ・鳥獣保護区：155か所、114,096ha
 - ・特別保護地区：33か所、7,506ha
- 放鳥事業の実施
 - ・狩猟鳥獣キジ・ヤマドリの養殖・放鳥を行い、その保護増殖を図る。
- 特定獣具使用禁止区域、指定狩猟禁止区域の指定
 - ・特定獣具使用禁止区域：68か所、19,462ha
 - ・指定狩猟禁止区域：1か所、123ha
- 鳥獣の保護及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定等

第3 鳥獣の保護管理の推進

- 鳥獣の生息状況調査の実施
 - ・鳥類生息分布調査、狩猟鳥獣生息調査、第二種特定鳥獣の生息状況調査の実施
- 鳥獣保護管理の実施体制の整備
 - ・鳥獣保護巡視員を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の巡視活動等を実施
 - ・鳥獣保護センターを運営し、傷病野生鳥獣の保護・収容等を実施
- 感染症対策、普及啓発等の実施

第2 秋田県第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(素案)

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために、秋田県第二種特定鳥獣管理計画を定める。

第5次ツキノワグマ (3年間)	第5次ニホンカモシカ (5年間)	第5次ニホンザル (5年間)	第2次ニホンジカ (3年間)	第2次イノシシ (3年間)	第1次カワウ 【新規】(5年間)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害防除・捕獲・普及啓発を三本柱とする取組を推進 ○ 地域個体群の保全と農林畜産業被害の軽減や人身被害防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別天然記念物としての保護管理 ○ 地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域個体群の安定的な維持 ○ 県北部の新たな群れを含む、農林業被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理鳥獣捕獲事業や鳥獣被害防止総合対策事業の実施による捕獲圧の強化 ○ 生息域の拡大や個体数の増加を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ニホンジカ同様、捕獲圧を強化 ○ 生息域の拡大や個体数の増加を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害防除対策、個体群管理、生息環境整備を計画的に実施 ○ 内水面漁業における被害の軽減や個体数の適正管理

策定スケジュール

令和4年2月議会	計画案の説明
3月上旬	県環境審議会自然環境部会 諮詢・答申
下旬	計画の策定・公表